

法の重要性: 児童の商業的性的搾取に反対する法的枠組みと行動

1. 法と児童の商業的性的搾取に関する主要な課題

児童の商業的性的搾取に関する国際的、国内的な法的枠組みについては、多くの調査報告書が存在する。しかし、ほとんどの報告書は、児童の商業的性的搾取に該当する犯罪行為と、犯罪者に対する処罰に関連した法や条項について述べているのみで、法やその施行との関連で考慮すべき問題や、児童の商業的性的搾取が行われる背景といったような、より大きなテーマを扱っているものはほとんどない。

こうした問題については、搾取の危険にさらされている児童、虐待を受けた児童、その家族と地域社会、そして犯罪者が、どのような社会的、経済的、文化的および宗教的な影響を受けているのかについて調査する必要がある。例えば、法律上は女兒の保護が保障されていても、伝統的慣習が残っているために、現実には保護を受けられないことがある。また、結婚の最低年齢が法で定められていても、その年齢に達する前に結婚することを認めるような慣習が幅をきかせている社会では、そのような行為が法律違反として通報される可能性もほとんどなく、現実に行われてしまう可能性もある。

児童が司法手続きに訴えることのできる可能性は、母国にいる場合でも、外国に連れて行かれた場合でも、しばしば限られている。たとえ訴えることができるとしても、恐怖心や羞恥心から、ためらってしまうことも多い。また、児童の商業的性的搾取の問題が認識されず、それとして受け止められていない上に、宗教的・文化的要因も相まって、この問題について議論したり調査を行うこと自体が難しいという背景もある。

多くの善意が存在し、1996年の第一回世界会議から生まれた勢いや、待望されていた国際法体系が整備されたにもかかわらず、女兒は性的搾取に抵抗するための力と支援体制を有していない。男児も性的搾取の対象になることもあるが、実際に被害を受けるのは女兒の割合の方が高いことから、児童の商業的性的搾取に反対する法的枠組みと行動を、この問題の持つ年齢とジェンダーの力学に応じたものにする必要がある。

つまり、どんなによくできた法律を作っても、児童の商業的性的搾取を取り巻く状況の根底にあるものが反映されなければ、功を奏さないのである。法の施行を各国政府レベルから地域社会レベルまで浸透させるためには、その国の文化に関する意識改革と、施行のための努力が必要となる。本来ならば、児童の商業的性的搾取に関わる法を施行する際には、底辺にあたる地域社会レベルでの対策に最も多くの労力をさくべきである。しかし実際は、上部に当たるレベル(国際社会や政府レベル)に労力がさかれる結果、ピラミッドを逆にしたような形になっていることがよくある。

児童の商業的性的搾取を未然に防ぎ、搾取と闘うためには、性的搾取の被害を受けた児童の問題に取り組むことから始める必要がある。そうすれば、法適用の問題が、表面的な狭い視点からのアプローチとならずにすむ。この法の問題については、法廷や立法の観点から取り組むだけでは足りない。行動計画においては、貧困の影響に加え、制限された教育へのアクセス、特定分野の観光業の発展などの構造的な問題に対する広い意味での法的責任を考慮する必要がある。

2. 児童にやさしい司法手続

児童は、信用できる証人として扱われない限り姿を現すことをためらうであろうし、現に証人として呼ばれないに

ともある。その結果、かなりの数の訴追が失敗に終わり、法執行に関わる人々の意欲を削ぐ結果となっている。犯罪者の訴追を進めるためには、児童を中心に考えた司法手続の実施が不可欠である。世界中で司法手続を司る機関の多くは、大人のみを相手とする風潮を保持しているが、司法手続は児童にわかりやすく、児童の年齢や能力を考慮したものとする必要がある。それにより児童は、直接的にせよ間接的にせよ、安心して証言することができる。これを実現するためには、弁護士、裁判官、そして法執行に関わる人々が、適正な証拠の入手と評価を行う訓練を受ける必要がある。

たいていの法執行や裁判の場においては、児童が大人と同じような理論で考えることが要求されており、それができる児童だけが十分に「成熟している」とみなされる。しかし、これは大人の持つ論理的思考能力に注目した考え方であり、子どもに注目したものではない。裁判官や弁護士は、この点に注意する必要がある。不必要に複雑な表現を避け、意図がわかりにくい複雑な尋問を避けることも重要である。社会的なサポートが存在し、また環境が整えられれば、児童は立派に筋道の通った判断をする能力を持っているのだ。

調査によると、同じ質問を繰り返し尋ねられた時に示す反応は、児童と大人とは異なる。児童は同じ質問を繰り返し聞かれると、自分が最初に答えた内容を周りの人が信じていないのだと思って、最初とは違う回答をする。その結果、児童は圧力をかけられると話を「でっちあげる」、「信用できない」証言者とみなされてしまいがちである。このような誤解を避けるために、児童に対して行われる最初の尋問をテープに録音または録画しておき、これを法廷で有効な証拠と認める国もある。

他にも、尋問を受ける際にマジックミラーやビデオリンク方式を利用して、被害を受けた児童が虐待を行った容疑者と直接顔を合わせずに済むよう配慮する例もある。

3. 国際的な法的基準設定に向けた進展

1996 年以来、国際的な基準設定とその施行に焦点をあてた新しい国際法の整備が行われてきた。

2000 年に採択された「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」は、「児童の権利条約」の第 32 条～第 36 条が規定している分野につき、特に法施行の改善と、児童中心の司法手続の推進について詳細に規定している。また、性的搾取の被害者のうち、女兒の数が圧倒的に多いという点に注目した内容になっている。

この選択議定書の締約国は少なくとも、児童の商業的性的搾取が国内で行われたか、国境を越えて行われたかを問わず、そのような行為を犯罪化する義務を負う。また、締約国は国外犯を処罰する必要があると明記されている。これにより、国外で児童の商業的性的搾取を行った容疑者を、その母国で裁判にかけることができるので、特定の国が、旅先で搾取を行う者たちの「安全地帯」とみなされるリスクを軽減することができる。外国で児童の商業的性的搾取を行った者を、その者の母国か、搾取が行われた国のどちらかで起訴するためには、犯罪人の引渡が重要になる。この選択議定書は児童の商業的性的搾取にかかる犯罪を引渡可能な犯罪とみなしており、引渡条約を締結していない国から引渡請求を受けた場合には、この議定書を引渡のための法的根拠とすることができる。

この議定書の特長は、政府が児童にやさしい司法手続を確立する責任を持つことに焦点を当てている点である。第 8 条は、被告人の公平な裁判を受ける権利を損なうことなく、被害者や証人である児童の権利を保護する旨定めている。締約国は被害児童に対し、自らの権利、役割とその範囲、訴訟の時宜および進展について通知し、「被害児童に対する適切な支援サービス」を提供しなければならない。この中には、被害児童のプライバシーの保護が含まれているほか、被害児童およびその家族と、彼らを代理する証人に安全を提供する必要についても定めてい

る。

「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」(ILO 第 182 号)(1999 年)は、最悪の形態の児童労働を「緊急に処理を要する事項」として禁止および撤廃するよう締約国に求めている。最悪の形態の児童労働には、児童の売買および取引、売春、ポルノまたはわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、または提供することのほか、児童の健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務が含まれている。

第 7 条は、最悪の形態の児童労働を防止し、児童の社会復帰を推進するための対策として、無償の基礎教育の実施と、可能かつ適切な場合には職業訓練を実施する必要性を強調している。締約国は、児童を性的搾取から守るために「必要かつ適切な」援助を行う義務を負っている。

ILO 182 号条約 は締約国に対し、関係のある使用者団体および労働者団体と協議した上で、同条約を実施するための規定の実施をする仕組みを設けまたは指定する義務を課している。このように市民社会の参加を規定することにより、同条約は、児童の商業的性的搾取に対する意識の啓発や、特に児童買春目的の旅行の防止に重要な役割を果たしている。

国連の「国際組織犯罪条約(仮称)」(2000 年)には 2 つ(訳注:2001 年 5 月に銃器議定書が採択されてからは 3 つ)の補足議定書があるが、そのうち児童の商業的性的搾取との関連で最も重要なものは「人、特に女性と児童の密輸の防止・防あつ及び処罰にかかる議定書(仮称)」である。「国際組織犯罪条約」は、締約国が互いに「捜査、訴追および司法手続において、最大限度可能な法律上の相互援助」を行うことを規定している。しかし、児童の商業的性的搾取に関して同条約が適用されるのは、4 年以上の懲役刑ないし禁固刑が科される犯罪行為もしくは 司法妨害に関連した犯罪行為に限られる点に留意する必要がある。

「法律上の相互援助」は最も広範な意味として定義され、この中には証拠、証言の収集、司法手続上の文書の効果的な提供、捜索、差押、資産凍結、その他被害申請国の法律に従ったあらゆる援助が含まれる。銀行の守秘義務は、援助の拒絶理由にはならない。

この他に同議定書は、暴行、脅迫、威迫ないし約束によるトラフィッキングを犯罪化する措置をとる義務、すべての証人を効果的に保護する適切な措置をとる義務、商業的性的搾取の被害者の児童が、賠償を請求できる制度を強化することを規定している。

同議定書は、トラフィッキングの被害にあった児童の身体的、精神的および社会的回復のために必要な措置を実施することを詳細に規定している。この中には、適当な住居やカウンセリングを与え、また、法的権利、医療上、精神上および物質上の援助、雇用、教育および職業訓練の機会に関する情報を提供するといった規定も含まれている。また同議定書は締約国に対し、児童が再度被害に遭うことを防止するための包括的な措置をとることを義務付けている。

ここで、法執行に関わるすべての義務が本体条約で規定されている一方で、被害者の保護や援助に関する事項はすべて同議定書で定められていることは懸念すべきことである。このことは、児童が安心して証言を行い、被害を受けているのではなく、保護されているのだと実感できる環境において初めて効果的な法執行が可能になるにも関わらず、法執行と被害者の保護、援助の重要性が異なるという誤った理解につながっている。

1996 年以降に提案されたその他の法的取り組みの中でも「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(1998 年)は、

最も待ち望まれていたものといっただろう。国際刑事裁判所は、戦争犯罪及び人道に対する罪について管轄権を有することになる。人道に対する罪は奴隷の状態に置くこと、および広範囲または組織的な攻撃の一部として、攻撃であることを了知して行われる「強姦、性的奴隷、強制売春...またはそれらと同等に重大なその他のあらゆる形態の性的暴力」を含む。また、奴隷の状態に置くことにはトラフィッキングも含まれる。なお、強姦、性的奴隷、強制売春は、同時に戦争犯罪の一部でもある。

4. 国際法、国際的な組織および市民社会が優先すべき課題

「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」は、これまでに達成された成果を評価し、この先取り組むべき課題について話し合う機会を提供する。しかし「児童の権利条約」の履行状況について締約国が作成した報告書は、具体的な記述に欠けるところがあるため、成果の評価は遅々として進んでいない。実際に取られた司法手続とその時期や場所に関する具体的な記述が十分ではないのである。

- ・ 締約国に対し、法執行に関する統計および判例について情報を提供する法的な義務を負わせ、また、児童の権利委員会が法律、判例および法執行の方針について詳細な情報の提出を求め、細かい疑問点を明らかにできることにつき、期待感を高める。
- ・ 国際法の問題として、「児童の権利条約」の締約国は、選択議定書の締約国となっているか否かに関わらず、国内の法執行および児童を中心に据えた選択議定書の条項について、問われなければならない。それは、この議定書が「児童の権利条約」の第34条、第35条、第36条を補足するものであり、その範囲を超えるものではなく、同議定書は、すでに191の締約国政府が負っている「児童の権利条約」上の義務の詳細を定めているからである。
- ・ 「児童の権利条約」の締約国が政府報告書を提出する際に、関連する法律、代表的な判例、国内行動計画の提出を義務づける。このようにして立法の好例へのアクセスが確保されれば、法制の強化を図ろうとしている国に貴重なデータを提供できる。
- ・ 児童の権利委員会は、各権利の範囲について一般的なコメントを未だ公表していない。第34条、第35条および第36条に関する一般的なコメントがあれば、当条項やストックホルム宣言および行動計画の実施にあたり、大きな助けとなる。
- ・ 児童の商業的性的搾取が行われた場合に、委員会に対し直接請願を行えるように、「児童の権利条約」に請願制度を導入することを慎重かつ緊急に検討する。
- ・ 「人、特に女性と児童の密輸の防止・防あつ及び処罰にかかる議定書(仮称)」で定める条項が国内法で確実に実施されるよう、市民社会とも協調して取り組む。
- ・ 「国際組織犯罪条約(仮称)」の締約国会議は「児童の権利条約」の実施状況について定期的な評価を行うこととなるが、児童の保護および援助に関する条項の実施状況についても評価を行うべきである。
- ・ その他すべての国際的な規定は、児童の性的搾取を防止し、搾取と闘うにあたって、自由に、かつ建設的に利用される必要がある。またその規定には、正規または非公式の学校教育や性教育の実施義務、および性関係や結婚に同意することが認められる年齢を、両性の間で同一とする義務が含まれる。

5. 国内法、国内組織および市民社会が優先すべき課題

- 児童を性的搾取から保護することは、国家の基本的な義務の一つあり、児童の性的搾取に関する様々な側面の基本的な要素を網羅する模範となる法律の策定が欠かせない。
- セーフティーネットを確立し、児童の商業的性的搾取を防止するために、社会保障立法の有する重要性に対する意識を高めることが必要である。
- 児童を商業的性的搾取から保護することは、弁護士や警察官だけの仕事ではない。男女平等を含めた人権尊重の思想に基づいて、代替的な紛争解決手続を検討または支援するなど、地域に根ざしたイニシアチブが必要である。
- 法律の制定、特に入国および刑事訴訟手続に関する法律を制定するときには、弊害が生じないように十分な検討を行う必要がある。
- 法律は地方からでもアクセス可能なように、広く公開する必要がある。
- 国境を越えて性的搾取の被害にあった児童には通常の入国管理法を適用せず、「児童の権利条約」第 20 条で定める「特別な保護及び援助」に則った人道的規程に基づいて保護を行うべきである。
- 司法と国家間の対話を行う制度を確立し、性的搾取の被害を受けた児童の保護および社会復帰を促すべきである。また、地方と国家双方の裁判官と司法官を対象に、児童の性的搾取に関する司法討論会を開催すべきである。
- グローバル化が進むずっと以前に犯罪人引渡政策を策定した国については、児童の商業的性的搾取に取り組むにあたり、引渡政策を再考する必要がある。
- 自国人不引渡の原則を採用する国家は、国内における訴追を保障するために必要な措置を取らなければならない。
- 児童の性的搾取は、基本的人権の大幅な侵害を含むため、犯罪人引渡しの条件として双罰性を求めている国はこれを放棄するべきである。
- 弁護士協会およびその他の法律専門家協会は、性的搾取の被害を受けた児童に対し無料で援助を行うべきである。
- 法執行機関と観光を所掌する政府機関の連絡を強化すべきである。
- 国内行動計画の実施にあたっては、各項目につき、現実的なタイムテーブルを設定することが不可欠であり、計画の各項目の実施に対し、誰が責任を負うのか細かく定めるべきである。
- 航空会社と空港に対して、児童買春観光について社会の関心を喚起するよう、国内法で義務づけるべきである。

- 結婚が認められる最低年齢は、国際的な規程に沿って国内法で定める。なお、その年齢は男女共に同じにするべきである。
- 性交同意年齢に関わらず、性的搾取からの保護の対象となる年齢を、国外犯の場合を含め、国内法上 18 歳未満まで引き上げる。
- 法改革は確かに重要だが、法律を効果的に施行するためには、十分な裏付けが欠かせない。

¹ このプレスキットは、2001 年 12 月 17 日～20 日、横浜において開催される「第 2 回児童の商業的搾取に反対する世界会議」の参加者向けに準備された、6 つのテーマ・ペーパーのうちの一つ、「民間セクターの役割と関与」の要約である。著者は Geraldine van Bueren。当レポートは、会議への寄稿として、UNICEF が同氏に依頼したものである。調査に使用された参考文献、およびその他全ての資料は、原文に掲載している。